

平成23年4月
国 税 庁

東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱い（法人用） （パンフレット一覧表）

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
この震災により被害を受けた法人には、法人税や消費税などについて、各種の税制上の措置があり、以下のような説明用パンフレットをご用意しておりますので、ご利用下さい。

この一覧表は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。）により被害を受けた法人に対する税制上の措置について、国税庁で作成している各種パンフレットを案内するものです。

一覧表の初めに関係する税目を【】書きで、御覧いただくパンフレットを《》書きで表示し、表示されている記号（法01など）は、各パンフレットの右肩に記載されている記号を示しています。各記号は、それぞれの税目を表示しており、具体的には、法＝法人税、消＝消費税、自重税＝自動車重量税、印紙＝印紙税、登免＝登録免許税、納＝納税の緩和制度となっております。

一覧表に記載されている表題は、各パンフレットの表題となっており、各表題の下に各税制上の措置の項目等を表示しておりますので、参考にして下さい。

なお、ご要望のパンフレットがない場合は、最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。また、これらのパンフレットは、国税庁ホームページにも掲載しています。

【法人税・消費税など法人に関する各税】《パンフレット記号 法01》

○ 東日本大震災で被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、法人税法、消費税法などの各税法について、税制上の措置があり、これらの措置の全体の概要を取りまとめて説明したものです。

【法人税】《パンフレット記号 法02》

○ 東日本大震災に係る震災特例法（法人税等関係）の概要

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、法人税について、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、仮決算の中間申告による所得税額の還付、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例などの税制上の措置があり、また、被災区域内にある事業用の資産を取得される法人を対象として、被災代替資産等の特別償却などの税制上の措置があり、これらの措置の内容を具体的に説明したものです。

【消費税】《パンフレット記号 消(法)02》

○ （法人用）東日本大震災により被害を受けた法人に対する消費税法の特例に関するお知らせ

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があり、その概要を説明したものです。

【自動車重量税】《パンフレット記号 自重税01》

○ 東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ

この度の震災により被害を受けた自動車を所有する方又は使用する方は、自動車重量税について、税制上の特例措置が講じられ、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

【印紙税】《パンフレット記号 **印紙01**》

- 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について

この度の震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります、その概要を説明したものです。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免01**》

- 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例について

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

なお、登録免許税を免除する特例を受けられる場合であっても、その適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりませんのでご注意ください。

【納税の緩和制度】《パンフレット記号 **納01**》

- 災害を受けた場合の納税の緩和制度について

この度の震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度の適用を受けることができる措置があり、その概要を説明したものです。

(注) 略称

- ・ 災害減免法…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
- ・ 震災特例法…東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例等に関する法律

東日本大震災で被害を受けた法人 に対する国税関係の特例措置等

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
この震災により被害を受けた法人を対象として、国税に関して、次のような特例措置などが設けられています。

申告・納付等の期限延長

震災により、申告・納付などを期限までにできない法人は、その期限が延長されます。
これには、**地域指定による延長と個別の申請による延長**があります。

1 地域指定による延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地のある法人については、平成 23 年 3 月 11 日以降に到来する申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページなどでお知らせします。

2 個別の申請による延長

上記 1 以外の地域に納税地のある法人についても、震災の影響により、申告・納付等をその期限までにできない場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日^(注)から 2 ヶ月以内の範囲で、申告・納付等の期限が延長されます。

(注)「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

法人税関係

詳しい内容はパンフレット【法 0 2】をご覧ください。

1 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前 2 年以内に開始する事業年度の所得金額に繰戻して法人税額の還付請求をすることができます。

還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書と併せて税務署に提出していただく必要があります。

(注) 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する仮決算による中間申告期間（以下「中間期間」といいます。）においても、同様に還付請求することができます。

2 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例

法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において、棚卸資産等について生じた震災による損失額で一定のものがある場合には、仮決算の中間申告をすることにより、その中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）の還付を受けることができます。

この制度の適用を受ける場合には、仮決算の中間申告書を税務署に提出し、その申告書に還付を受ける所得税額を記載していただく必要があります。

3 被災代替資産等の特別償却の特例

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、

イ 被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合

ロ 被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の 15%～30%（中小企業者は 18%～36%）の特別償却ができます。

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に「被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付する必要があります。

4 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

イ 被災区域内の土地等、建物、構築物（平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたものに限り、）の譲渡をし、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

ロ 被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡をし、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書に「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書（別表 13（5））」を添付する必要があります。

5 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第 11 条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

消費税関係

詳しい内容はパンフレット【消(法)02】をご覧ください。

1 消費税課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

指定日（国税庁長官が別に定める日）までに消費税課税事業者選択（不適用）届出書又は消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出した場合には、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けること（又はやめること）ができます。

（注）指定日については、今後、国税庁ホームページなどでお知らせします。

2 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第 11 条の規定による申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

※ 消費税の中間申告が必要な法人が、被災したことにより前年と事業状況に大幅な変動が生じている場合などは、前年の確定消費税額をもとにした中間申告によらず、仮決算により中間申告を行うこともできます。

登録免許税関係

詳しい内容はパンフレット【登免01】をご覧ください。

○ 被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例

震災により住宅、工場などの建物又は船舶若しくは航空機に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した建物等に代わるものとして取得等をした一定の建物等についての所有権の移転の登記等で、平成 23 年 4 月 28 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けるものは、登録免許税が免除されます。

自動車重量税関係

詳しい内容はパンフレット【自重税01】をご覧ください。

1 被災自動車に係る自動車重量税の還付

自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、車検証の有効期間内に震災を原因として滅失、解体又は自動車の用途を廃止したものについては、平成 23 年 3 月 11 日からの車検残存期間に応じた金額の還付を受けることができます。

2 被災自動車の使用者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税

被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、震災の日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 26 年 4 月 30 日までの間、最初に受ける車検時の自動車重量税が免除されます。

印紙税関係

詳しい内容はパンフレット【印紙01】をご覧ください。

1 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

地方公共団体又は政府系金融機関等が、震災により被害を受けた者に対して他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税が非課税とされます。

2 被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

震災により滅失・損壊した建物の代替建物を取得する場合等において被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税が非課税とされます。

- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。

**東日本大震災に係る
震災特例法（法人税等関係）の概要**

平成 23 年 4 月 国税庁

略 語

法	法人税法
法規	法人税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行令
震災特例法規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行規則
震災特例法通達	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 関係通達（法人税編）

(注) この説明書は、平成23年4月27日現在の法令に基づいて作成しています。

この震災により被害を受けた法人を対象として、国税に関して、法人税以外にも消費税、自動車重量税、印紙税、登録免許税の特例措置並びに納税の緩和制度が設けられています。

詳しい内容は資料【消(法)02】、【自重税 01】、【印紙 01】、【登免 01】、【納01】をご覧ください。

目 次

(法人税関係)

I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	1
II 仮決算の中間申告による所得税額の還付	3
III 被災代替資産等の特別償却	5
IV 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	7
V その他	10

(源泉所得税関係)

VI 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例	10
---	----

[この説明書の構成について]

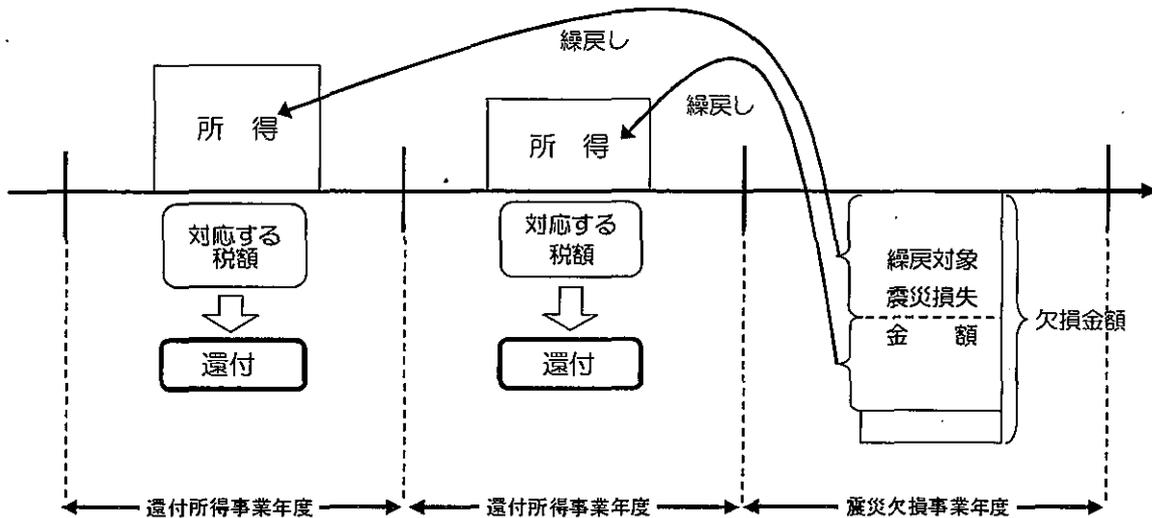
- 1 この説明書では、震災特例法で措置された法人税及び源泉所得税に係る事項を説明しています。法人税関係については、「I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付」から「V その他」までに大区分した上で、その大区分の順に沿って説明しています。
- 2 大区分の中では、措置された制度の概要をイメージ図や算式等を交えて説明しています。
- 3 「申告に当たっての注意点」では、措置の適用を受けることのできる法人、適用を受けるための要件、申告や請求等の手続等の主な注意点を説明しています。
- 4 「適用時期」では、措置の適用関係について説明しています。

I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

〔創設された制度の概要〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間（震災欠損事業年度）において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合には、その震災欠損事業年度開始の前日 2 年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について、繰戻し還付を請求することができることとされました（震災特例法 15、23）。

《イメージ図》（確定申告で繰戻し還付を請求する場合）



○ 繰戻対象震災損失金額

繰戻対象震災損失金額とは、震災欠損事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます（震災特例法 15①、23①）。

なお、震災損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものについて生じた次の表に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（震災特例法令 16①②、21①。以下この説明書において同じです。）。

棚卸資産等について震災により生じた損失の額	
滅失等による損失	東日本大震災によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又はその震災による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含みます。）
原状回復の費用	東日本大震災により、その資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他その資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から1年以内にその資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含みます。）に係る損失の額

○ 法人税の還付額の計算

この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{その還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}}$$

申告に当たっての注意点

《中間申告・確定申告共通》

イ 法人税法第 80 条第 1 項《欠損金の繰戻しによる還付》による青色欠損金の繰戻し還付制度とは異なり、資本金 1 億円超の法人や青色申告書を提出する法人（青色申告法人）以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

ロ この制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です（震災特例法 15①③④、23①③④）。

(イ) 還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出していること。

(ロ) 所要の事項を記載した還付請求書を震災欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。

なお、中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限りです。

ハ この制度の適用を受けることができるのは、震災損失金額が生じた事業年度又は中間期間が赤字の場合（欠損金額が生じている場合）です。

ニ 前事業年度において法人税法第 80 条による青色欠損金の繰戻し還付を受けている場合には、還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から前事業年度に繰戻しの対象とした法人税額及び欠損金額を控除した残額を対象として、繰戻し還付の金額の計算をすることになります（震災特例法 15②、23②）。

ホ いずれの還付所得事業年度にそれぞれいくらの繰戻対象震災損失金額を繰り戻すかは、法人の計算によることとなります（震災特例法通達 15-7、23-7）。なお、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載欄がありますので、誤りのないように記載してください。

ヘ 偽りその他不正の行為により、震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けた場合の罰則が設けられています（震災特例法 33）。

《確定申告》

ト 青色申告書を提出している中小法人については、この制度と法人税法第 80 条との併用が可能です（震災特例法通達 15-6、23-6）。この場合には、それぞれにつき還付請求書を作成して提出する必要があります。

チ 仮決算による中間申告で繰戻し還付を受けた場合には、中間期間を含む事業年度の確定申告において、次のことに注意してください。

(イ) 中間申告により還付金額の計算の基礎となった震災損失金額を確定申告時点の震災損失

金額から控除します（震災特例法 15①、23①）。

(ロ) 還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から中間申告で繰戻しの対象とした法人税額及び繰戻対象震災損失金額を控除した残額を対象として、繰戻し還付の金額の計算をすることになります（震災特例法 15②、23②）。

(ハ) 中間申告で繰戻しの対象とした繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入します（震災特例法 15⑥、23⑥）。

【適用時期】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間について適用されます（震災特例法 15①、23①）。

なお、還付請求書は確定申告書の提出と同時に提出することが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成 23 年 3 月 11 日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年 6 月 30 日までに提出した法人の還付請求書は、同年 7 月 31 日までに提出すればよいこととされています（震災特例法 15①、23①、震災特例法附則 5、7）。

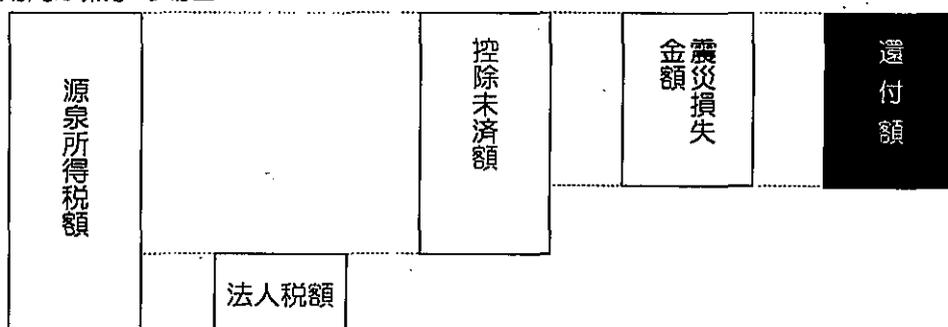
II 仮決算の中間申告による所得税額の還付

【創設された制度の概要】

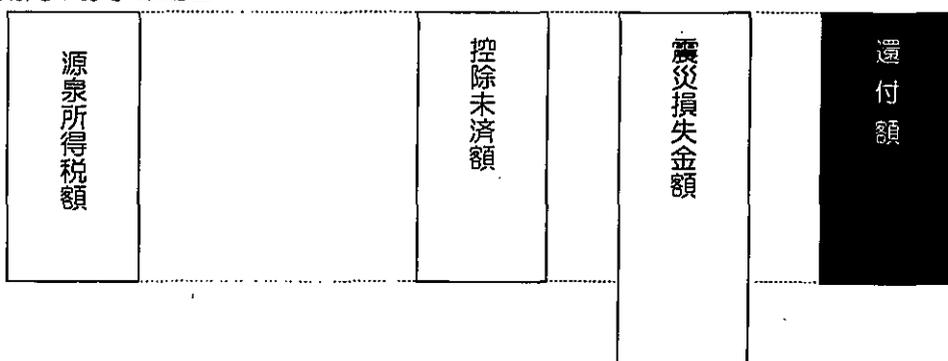
平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において震災損失金額がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される源泉所得税額でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（震災損失金額を限度）を還付することとされました（震災特例法 16、24）。

《イメージ図》

○ 中間期間が黒字の場合



○ 中間期間が赤字の場合



○ 対象となる源泉所得税額

次のものに課される源泉所得税額をいいます（震災特例法 16①、24①、震災特例法令 17②、22②）。

- ・ 利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金
- ・ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- ・ 割引債の償還差益
- ・ 国外公社債等の利子等
- ・ 民間国外債の利子
- ・ 国外投資信託等の配当等
- ・ 国外株式の配当等
- ・ 外国特定目的信託の利益の分配
- ・ 外国特定投資信託の収益の分配

申告に当たっての注意点

《中間申告》

- イ 仮決算による中間申告書とその期限内に提出し、還付を受ける所得税額などの記載をする必要があります（震災特例法 16①、24①、法 72①三、73、81 の 20①三、81 の 21、法規 32②、37 の 9②）。
- ロ 外国税額と所得税額の両方がある場合には、①外国税額、②所得税額の順に控除を行うときに控除しきれない所得税額が対象とされます（震災特例法 16①、24①）。

《この制度の適用を受けた後の確定申告》

- ハ 仮決算による中間申告で還付を受けた金額は、確定申告において改めて所得税額控除（又は所得税額の還付）を受けることはできません（震災特例法 16③、24③）。
- ニ 法人税法第 40 条《法人税額から控除する所得税額の損金不算入》の規定により損金不算入とされる金額は、仮決算による中間申告で還付を受けた金額と確定申告で控除（又は還付）を受ける金額の合計額になります（震災特例法 16③、24③）。

〔適用時期〕

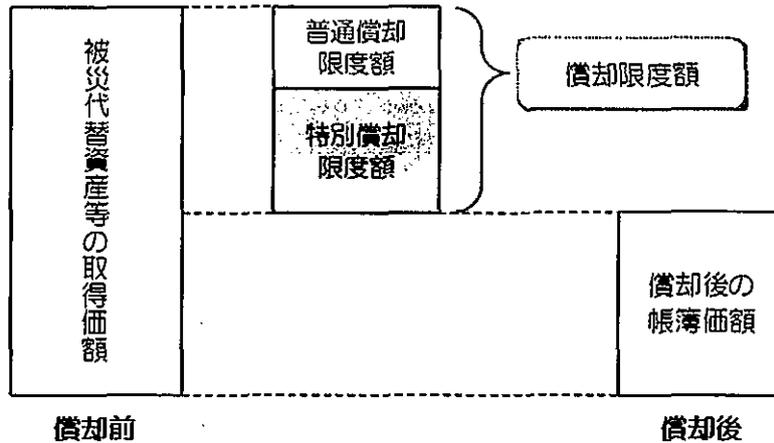
平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間について適用されます（震災特例法 16①、24①）。

Ⅲ 被災代替資産等の特別償却

〔創設された制度の概要〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができることとされました（震災特例法 18、26）。

《イメージ図》



○ 被災代替資産等

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます（震災特例法 18①、26①）。

① 被災代替資産

東日本大震災により滅失又は損壊した建物（その附属設備を含みます。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます（震災特例法令 18①、23）。

② 被災区域内供用資産

取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。

なお、被災区域とは、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

（注） ①及び②のいずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものに限られ、機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあつては貸付けの用に供したものを除きます。

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 18①、26①）。

..... (算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

.....

上記の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等*	その他の法人
建物又は構築物 (増築部分を含みます。)	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	18%	15%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	12%	10%
機械及び装置、船舶、航空機 又は車両及び運搬具	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	36%	30%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	24%	20%

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、償却費として損金経理することが必要です（法 31④、震災特例法 18①、26①）。
- ロ 青色申告法人にあつては、償却費として損金算入した金額が特別償却限度額に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を1年間繰り越すことができます（震災特例法 18②、26②、措法 52 の 2、68 の 40）。
- ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 18③、26③）。
- ニ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 18④、26④、措法 52 の 3、68 の 41）。
- ホ この制度の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法 18⑤、26⑤、措法 53、68 の 42）。

【用語説明】

（中小企業者等）

- * 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます（震災特例法 18①、26①）。
なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます（措法 42 の 4⑥⑫五六、68 の 9⑥⑫六七、措令 27 の 4⑩、39 の 39⑬）。
- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

【適用時期】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供する被災代替資産等について適用されます（震災特例法 18①、26①）。

IV 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

1 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間（対象期間）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができることとされました（震災特例法19、27）。

① 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え

〔譲渡資産〕

被災区域である土地（土地の上に存する権利を含みます。）又はこれとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含みます。）若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得（建設を含みます。）がされたもの

〔買換資産〕

国内にある土地又は国内にある事業の用に供される減価償却資産

② 被災区域外から被災区域内への買換え

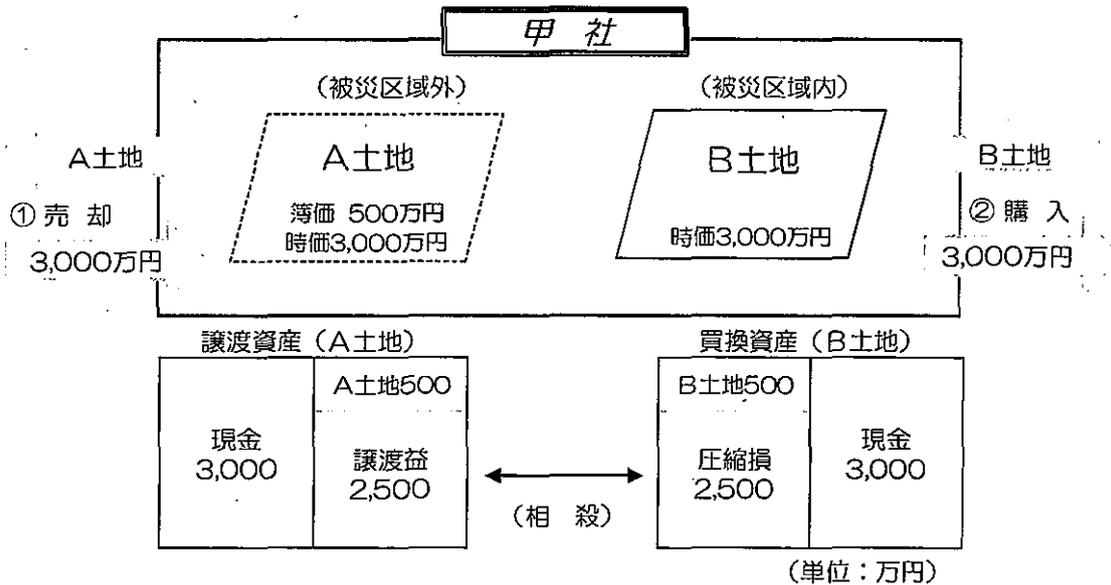
〔譲渡資産〕

被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限ります。）内にある土地、建物又は構築物

〔買換資産〕

被災区域である土地又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

《イメージ図》（被災区域外から被災区域内への買換えの場合）



(上記取引の処理例) (単位：万円)

① A土地の売却時	現金	3,000	/	A土地	500	
				/	譲渡益	2,500
② B土地の購入時	B土地	3,000	/	現金	3,000	
③ B土地の圧縮記帳	圧縮損	2,500	/	B土地	2,500	

○ 圧縮限度額の計算

この制度による圧縮限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 19①⑬、27①⑬、措法 65 の 7 ⑬三・四、68 の 78⑬三・四）。

..... (算 式)

$$\text{圧縮限度額} = \text{圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合}$$

.....

イ 圧縮基礎取得価額とは、次の①及び②に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいいます。

- ① 買換資産の取得価額
- ② 譲渡資産の対価の額（既に圧縮記帳の適用を受けている場合には、他の買換資産に充てられた金額を控除した残額）

ロ 差益割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$$

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、圧縮限度額の範囲内で買換資産の帳簿価額を損金経理により減額することが必要です（震災特例法 19①、27①）。
- ロ 買換資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において積立金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 19①、27①）。
- ハ 買換資産の土地等の面積が譲渡資産の土地等の面積の 5 倍を超える場合には、その超える部分の面積に対応する土地等は買換資産に該当しません（震災特例法 19②、27②、震災特例法令 19③、24③）。
- ニ 一定の場合には、買換資産を先行して取得したときにもこの制度の適用があります。なお、この適用を受ける場合には、資産を取得した日を含む事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、「先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書」に所定の事項を記載して所轄税務署長に提出する必要があります（震災特例法 19③、27③、震災特例法令 19⑤、24⑤）。
- ホ この制度の適用を受けた場合において、買換資産の取得をした日から 1 年以内に、その買換資産を事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、買換資産の取得の日から 1 年を経過する日又は買換資産を事業の用に供しなくなった日を含む事業年度において、圧縮記帳により損金の額に算入した金額に相当する金額を益金の額に算入することとされています（震災特例法 19④、27④）。
- ヘ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書等を添付する必要があります（震災特例法 19⑤、27⑤、措法 65 の 7 ⑤⑥、68

の78⑤⑥)。

ト この制度の適用を受けた買換資産については、租税特別措置法に規定する特別償却制度等及び震災特例法における「被災代替資産等の特別償却」(5ページ)の適用を受けることはできません(震災特例法18⑤、19⑥、26⑤、27⑥、措法65の7⑦、68の78⑦)。

【適用時期】

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡し、平成23年3月11日以後に取得(建設及び製作を含みます。)をする買換資産について適用されます(震災特例法19①、27①、震災特例法附則6、8)。

2 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

【創設された制度の概要】

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、上記1の〔譲渡資産〕の譲渡をした場合において、その譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、その譲渡資産に対応する買換資産の取得をする見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供する見込みであるときは、以下の算式により計算した金額をその譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理した場合に限り、その経理した金額を損金の額に算入することができることとされました(震災特例法20、28)。

(算式)

$$\text{特別勘定の金額} = \text{譲渡対価のうち買換資産の取得に充てようとする額} \times \text{差益割合}$$

【適用時期】

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡した場合に適用されます(震災特例法20①、28①)。

3 特定の資産を交換した場合の課税の特例

【創設された制度の概要】

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、上記1の〔譲渡資産〕と〔買換資産〕との交換をした場合には、一定の要件の下で、特定の資産の買換えの場合の課税の特例又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例の制度が適用されます(震災特例法21、29)。

【適用時期】

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に交換を行った場合に適用されます(震災特例法21、29)。

V その他

〔創設された制度の概要〕

(1) 代替資産の取得期間等の延長の特例

取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法 64 の 2、68 の 71）及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法 65 の 8、68 の 79）について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間（その末日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあるものに限ります。）内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を 2 年以内の範囲で延長することができることとされました（震災特例法 22、30）。

(2) 中間申告書の提出に関する特例

東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました（震災特例法 17、25）。

VI 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

- 1 東日本大震災で被害を受けたことにより、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける場合には、勤労者は東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しであることにつき、その住所地の所轄税務署長に確認を申請し、当該税務署長が発行した確認した旨の書類を当該財産形成住宅（年金）貯蓄を受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出したときには、その利子等について、所得税は課さないこととされます（震災特例法 10、震災特例法規則 3）。

勤労者の確認申請は、次に掲げる事項を記載した確認申請書に、③の事項を証する書類を添付して、勤労者の住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所並びに勤務先の名称及び所在地
- ② 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
- ③ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- ④ その他参考となる事項

- 2 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 4 月 26 日までの間に東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しを行い、既に利子等に係る所得税を源泉徴収されている場合には、勤労者は、平成 24 年 3 月 10 日までに、住所地の所轄税務署長に還付の請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます（震災特例法附則 3、震災特例法令附則 5）。

勤労者の還付請求は、次に掲げる事項を記載した請求書に、④及び⑤に掲げる事項を証する書類を添付して、住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所
- ② 勤労者の勤務先の名称及び所在地

- ③ 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
- ④ 目的外払出しにより徴収された所得税の額及び徴収の年月日
- ⑤ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- ⑥ その他参考となる事項

〔適用時期〕

この制度は、平成 23 年 4 月 27 日から適用されます。

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。

(法人用)

東日本大震災により被害を受けた法人に対する 消費税法の特例に関するお知らせ

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
この震災により被災された法人について、次の消費税法の特例が設けられました。

1. 東日本大震災により被災された事業者が次の届出をする場合の特例

- ①消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出
- ②消費税の簡易課税制度の適用を受ける（やめる）届出

東日本大震災の被災者である法人が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（又はやめる）場合、又は簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）場合には、指定日までに所轄税務署長に次に掲げる届出書を提出することにより、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、その適用を受けること（又はやめること）ができます（震災特例法 42）。

- 消費税課税事業者選択届出書
- 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 消費税簡易課税制度選択届出書
- 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

（注）東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

<具体例>（詳しくは、2・3ページをご覧ください。）

- 例1 震災により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の適用をやめ、一般課税により申告を行う場合
- 例2 震災により、帳簿書類を消失したため、簡易課税制度を適用して申告を行う場合
- 例3 震災により、被害を受けた機械及び装置を買換えるため、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合
- 例4 当初、設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、震災により設備投資等を行うことができなくなったため、課税事業者の選択をやめる場合

（注）紙面の都合上、具体的な適用事例を省略していますが、例1と同様であるため、その事例を参考としてください。

※ 平成 22 年度税制改正の適用を受ける新設法人等に係る消費税法の特例については、3ページをご覧ください。

(1) 届出の手続きについて

東日本大震災の被災者である法人（以下「被災事業者」といいます。）は、この特例の適用を受けようとする上記の届出書を指定日までに所轄税務署長に提出してください（震災特例法 42①③⑥⑧）。

（注）届出書を提出する場合には、「参考事項」欄又は余白に「東日本大震災の被災事業者である」旨を記載してください。

(2) 被災事業者とは

被災事業者とは、次に該当する法人をいいます。

- ① 指定地域内に納税地を有する法人

(注) 指定地域とは、平成 23 年 3 月 15 日付国税庁告示第 8 号により申告等の期限を延長することとされている青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいいます。

- ② 税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された法人（所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、期日を指定された法人）
- ③ その他の被災事業者

(注) その他の被災事業者とは、東日本大震災により被災された法人のうち、指定地域以外の地域に納税地を有する法人であって、個別に申告等の期限を延長されていない法人をいいます（例えば、納税地は近畿地方であるが、指定地域内にある事務所が東日本大震災により被害を受けた場合など。）。

(3) 指定日とは

指定日とは、次の法人ごとにそれぞれ掲げる日です。

- ① 指定地域内に納税地を有する法人（②の個別に申告等の期限が延長された法人を除きます。）
⇒申告等の期限の延長について別途国税庁告示で定める日
- ② 税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された法人
⇒所轄税務署長が申告等の期限として指定した日
- ③ その他の被災事業者
⇒①、②以外の事業者の指定日として、別途国税庁告示で定める日

(4) 被災日とは

被災日とは、法人が東日本大震災により被災事業者となった日です。

(5) 対象となる課税期間

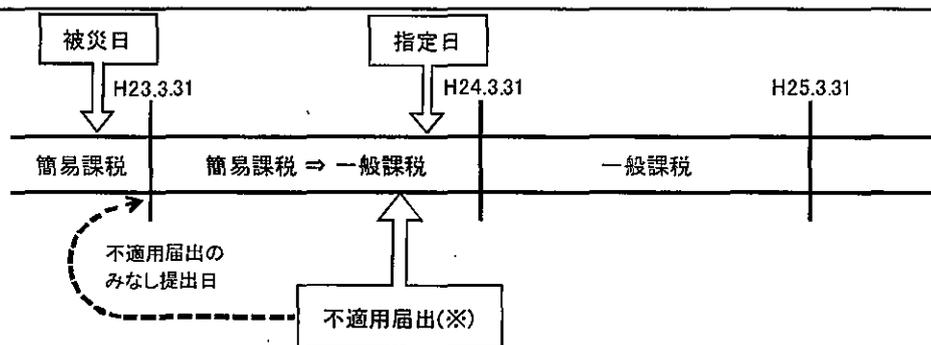
この特例の対象となる課税期間は、被災日を含む課税期間以後の課税期間です。

(6) その他

この特例による「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出する前に、仮決算による中間申告書を提出している場合、その中間申告書の内容を遡って変更する必要はありません。

(例 1) 簡易課税制度の適用をやめる場合の具体的な適用事例（震災特例法 42⑥）

震災により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、平成 24 年 3 月期について簡易課税制度の適用をやめ、一般課税により申告を行う場合（事業年度が 1 年の 3 月末決算法人で、指定日が平成 24 年 3 月末までに到来する場合）



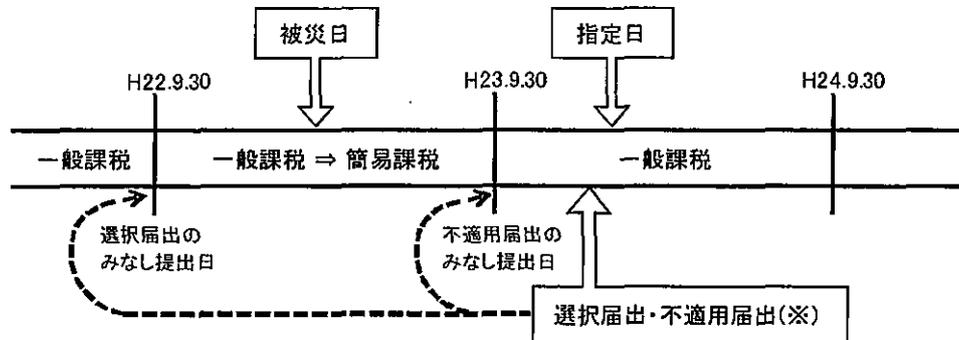
※ 平成 24 年 3 月期のみ一般課税で申告を行い、平成 25 年 3 月期について簡易課税制度の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで（事例では平成 24 年 3 月 31 日まで）に「消費税簡易課税制度選択届出書」を忘れずに提出してください。指定日までに提出する「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

(注) 東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける法人は、簡易課税制度を 2 年間継続して適用した後でなくても、その適用をやめることができます（震災特例法 42⑦）。

届出書の様式は、最寄りの税務署に備え付けているほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードして提出することができます。

(例2)簡易課税制度の適用を受ける場合の具体的な適用事例 (震災特例法 42⑥)

震災により、帳簿書類を消失したため、平成 23 年 9 月期について簡易課税制度を適用して申告を行い、平成 24 年 9 月期について簡易課税制度の適用をやめ、一般課税により申告を行う場合 (事業年度が 1 年の 9 月末決算法人で、指定日が平成 23 年 12 月末までに到来する場合)



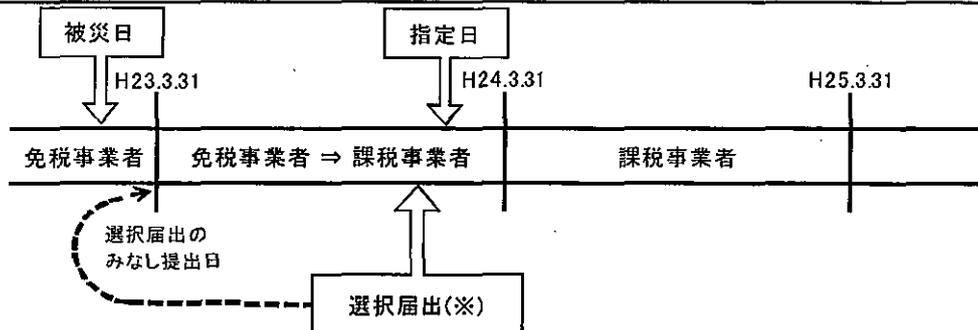
※ 平成 23 年 9 月期のみ簡易課税制度の適用を受け、平成 24 年 9 月期について簡易課税制度の適用をやめる場合には、指定日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」と併せて「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出してください。

(注 1) 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間 (前々事業年度) における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者です (消法 37①)。

(注 2) 東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける法人は、簡易課税制度を 2 年間継続して適用した後でなくても、その適用をやめることができます (震災特例法 42⑦)。

(例3)課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例 (震災特例法 42①)

震災により、被害を受けた機械及び装置を買換えるため、平成 24 年 3 月期について課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合 (事業年度が 1 年の 3 月末決算法人で、指定日が平成 24 年 3 月末までに到来する場合)



※ 平成 24 年 3 月期のみ課税事業者を選択し、平成 25 年 3 月期について課税事業者の選択をやめる場合には、その選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで (事例では平成 24 年 3 月 31 日まで) に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を忘れずに提出してください。指定日までに提出する「消費税課税事業者選択届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

(注 1) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間 (前々事業年度) における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です (合併・分割等があった場合には、納税義務が免除されない場合があります。) (消法 9①)。

(注 2) 東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける事業者は、課税事業者となった日から 2 年間継続して適用した後でなくても、その課税事業者の選択をやめることができます (震災特例法 42②)。

平成 22 年度税制改正の適用を受ける法人に係る消費税法の特例について

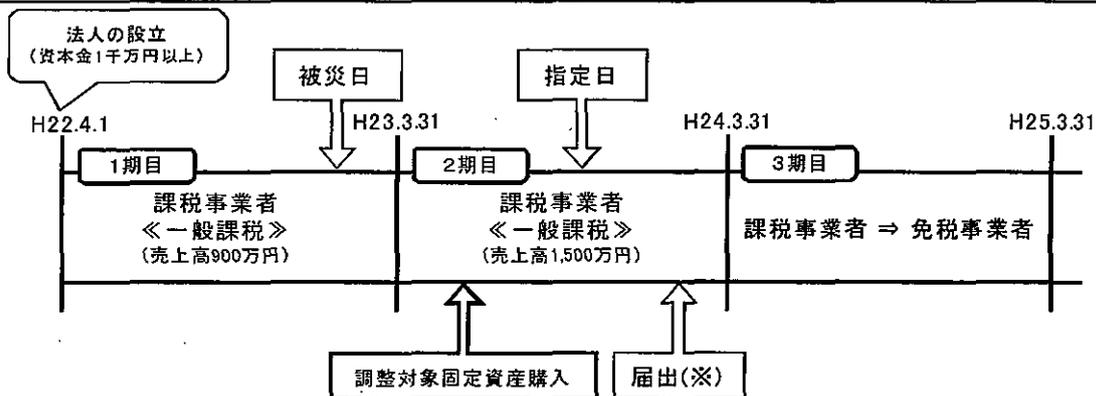
平成 22 年 4 月 1 日以後に「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった法人が、課税事業者となった日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産 (棚卸資産以外の固定資産で 100 万円 (税抜き) 以上のもの) の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、その課税期間の初日から原則として 3 年間は、課税事業者の選択をやめること又は簡易課税制度を選択することができない制度 (消法 9⑦、37②) が平成 22 年度の税制改正により設けられましたが、東日本大震災に係る消費税法

の特例の適用を受ける法人については、その制度の適用はありません（震災特例法 42②）。

また、平成 22 年 4 月 1 日以後に設立した新設法人が、基準期間がない各課税期間中に上記と同様に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、その課税期間の初日から原則として 3 年間は、その新設法人の納税義務が免除されない制度（消法 12 の 2②）も同改正により設けられましたが、東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける法人については、その制度の適用はありません。ただし、国税通則法第 11 条の規定の適用を受けない新設法人は届出が必要となります（震災特例法 42④。次の事例をご覧ください。）。

- （注 1）新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が 1 千万円以上の法人をいいます（消法 12 の 2①）。
- （注 2）新設法人に係る 3 年間は簡易課税制度を選択することができない制度（消法 37②二）についても、適用されないこととされています（震災特例法 42⑤）。
- （注 3）平成 22 年度の税制改正について、詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成 22 年 4 月）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています）。

平成 22 年 4 月 1 日に設立した法人（資本金 1 千万円以上で事業年度が 1 年の 3 月末決算法人）で、国税通則法第 11 条の規定の適用を受けない法人が、平成 25 年 3 月期について免税事業者となる場合（平成 24 年 3 月期に調整対象固定資産を購入。指定日が平成 23 年 12 月末までに到来する場合）



※ 国税通則法第 11 条の規定の適用を受け、申告期限等が延長されている法人以外の新設法人が、震災特例法第 42 条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日のいずれか遅い日までに「震災特例法第 42 条第 4 項の規定に基づく消費税法第 12 条の 2 第 2 項不適用届出書」を所轄税務署長に提出してください（震災特例法 42④）。

2. 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

国税通則法第 11 条の規定による申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書については提出を要しません（震災特例法 43）。

なお、年 3 回、年 11 回の中間申告を行う必要のある事業者のその中間申告期限のみ同一の日となり、確定申告期限と同一の日とならない場合には、この特例は適用されません。この場合、申告期限が同一の日となる複数の中間申告については、中間申告対象期間ごとにそれぞれの中間申告書を提出する必要があります。これは仮決算による中間申告書を提出する場合であっても同様です。

- （注 1）国税通則法第 11 条の規定による申告期限の延長の対象法人は、国税庁告示により申告期限を延長することとされている指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）内に納税地を有する法人及び、所轄税務署長から個別に申告の期限の延長について期日を指定された法人です。
- （注 2）消費税の中間申告が必要な法人が、被災したことにより前年と事業状況に大幅な変動が生じている場合などは、前年の確定消費税額をもとにした中間申告によらず、仮決算により中間申告を行うこともできます。
- （注 3）この度の震災により、家屋等の財産に被害を受けた事業者や、国税の納付が困難となった事業者の方につきましては、納税の猶予等の納税の緩和制度の適用を受けることができます。

ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。

東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ (自動車重量税関係)

平成23年4月
国 税 庁

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」により、自動車重量税について次のような特例還付及び免税措置が設けられました。

1. 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付（被災自動車の所有者の方）

自動車検査証の有効期間内に震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局（自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会事務所（以下「運輸支局又は軽自動車検査協会」といいます。）において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出（以下「永久抹消登録等」といいます。）の手続きを行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車とは、例えば以下のような理由により、永久抹消登録等の手続きを行った自動車をいいます。

- ・ 海水に浸り使用できなくなった
- ・ 車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなった
- ・ 自動車が津波で流されてしまい行方が分からなくなった

還付申請書の提出先

被災自動車の所有者の方は、自動車重量税の還付申請書を平成25年3月31日までの間に、運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に提出してください。

なお、還付申請書の提出に当たっては、自動車の永久抹消登録等の手続きが必要となりますので、手続きがお済みでない場合は、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会において、永久抹消登録等の手続きと還付申請書の提出をあわせて行ってください。

還付を受けられる金額

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間（平成23年3月11日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数）に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

$$\text{還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

※ 車検残存期間が1か月以上あるもの（有効期間満了日が平成23年4月10日以降のもの）が還付対象です。車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります（例：1か月と15日 ⇒ 1か月）。

2. 被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税（被災自動車の使用者の方）

被災自動車の使用者であった方が、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に、買換車両（中古自動車を含みます。）を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

なお、この免税措置は被災自動車の使用者であった方に係る被災自動車の数が適用限度となります。

免税届出書の提出先

被災自動車の使用者であった方は、買換車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にて、自動車検査証の交付等を受ける際に必要な書類とあわせて、自動車重量税に係る免税届出書を添付して提出してください。

既に自動車重量税を納付してしまった場合には

この免税措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合には、その納付された自動車重量税の還付を受けることができます。

還付を受ける場合には、自動車検査証の交付等を受けた運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にて「自動車重量税過誤納証明書交付請求書」及び当該買換車両の「自動車検査証」を提出し「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、その証明書を住所地の所轄税務署に提出してください。

- 自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容や自動車の永久抹消登録等の手続について、ご不明な点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、以下にお問い合わせください。

【自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容】

最寄りの税務署へ（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）

【自動車の永久抹消登録等の手続】

最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会へ

- 国税庁ホームページでは、この震災により被災された方の申告・納税等に関する各種パンフレットや各種手続に使用する様式等を掲載しています。

国税庁ホームページ 【www.nta.go.jp】

このほか、永久抹消登録等の手続については、以下のホームページもご覧ください。

国土交通省ホームページ 【www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm】

軽自動車検査協会ホームページ 【www.keikenkyo.or.jp】

- 大変多くの方が還付手続をされることが予想されますので、還付金のお支払いまで時間がかかる場合があります。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る 印紙税の非課税措置について

平成23年4月
国 税 庁

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」により、印紙税について次のような非課税措置が設けられました。

I 特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税

地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（以下「災害特別貸付け」といいます。）に係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

非課税措置の対象となる消費貸借に関する契約書の範囲

非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、東日本大震災により被害を受けた方を対象として、個人の住宅資金、企業の設備資金や運転資金などに充てるために、地方公共団体又は政府系金融機関等が行う災害特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものです。

（注）銀行等で災害特別貸付けを取り扱っている場合もありますので、銀行等の窓口でご確認ください。

II 被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税

東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲

非課税措置の対象となる契約書は、東日本大震災の被災者が、滅失等した建物の代替建物を取得する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものです（次の1から3の要件を満たす必要があります）。

1. 「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」であること

「不動産の譲渡に関する契約書」とは、印紙税法別表第1第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

また、「建設工事の請負に関する契約書」とは、印紙税法別表第1第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

2. 東日本大震災の「被災者」が作成する契約書であること

- (1) 非課税措置の対象となる文書の作成者が、東日本大震災によりその所有する建物に被害を受けた者であることについて、市町村長から証明（り災証明等）を受けた者であること。

（注）1 「被災者」には、被災者がお亡くなりになられた場合における、一定の要件に該当する相続人などが含まれます。

2 非課税措置の適用を受けようとする者は、市町村長が発行した「り災証明書」等を非課税措置の対象となる契約書に添付しなければなりません。

- (2) 被災者と被災者以外の者（例えば不動産業者や建設業者）が共同して作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。

3. 次の①から⑥のいずれかの場合に作成する契約書であること

- ① 東日本大震災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（滅失等建物）が所在した土地を譲渡する場合
- ② 東日本大震災により損壊した建物（損壊建物）を譲渡する場合
- ③ 滅失等建物に代わる建物（代替建物）の敷地のための土地を取得する場合
- ④ 代替建物を取得する場合
- ⑤ 代替建物を新築する場合
- ⑥ 損壊建物を修繕する場合

（注） 代替建物については、滅失等建物に代わるものであることが、契約書その他の書面において明らかにされている必要があります。

Ⅲ 既に印紙税を納付してしまった場合には

上記Ⅰ、Ⅱの特例を受けることができる契約書について、既に印紙税を納付してしまった場合には、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

過誤納確認を受ける場合は、契約書の作成者（被災者）が、「印紙税過誤納確認申請書」を作成し、作成者（被災者）の住所地の所轄税務署に提出していただくこととなりますが、この際には過誤納となった契約書（原本）を提示してください。

なお、上記Ⅰの特例を受けることができる契約書のうち、金銭借用証書などのように借入者のみが署名して金融機関に提出する形式（差入方式）で作成されるものについては、原本が金融機関で保管されておりますので、借入先の金融機関と相談してください（借入先の金融機関等が、借入者の委任を受けて、過誤納確認申請の手続を行っても差し支えありません）。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時等を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。

東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の

登録免許税の免除特例について

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が公布・施行され、登録免許税を免除する次の特例が設けられましたので、その概要をお知らせします。

1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

東日本大震災により住宅や工場などの建物に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した建物に代わるものとして新築若しくは取得をした建物の所有権の保存・移転の登記又はその建物の敷地の用に供する土地の所有権（地上権・賃借権）の移転（設定）の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます^{（注）}。

また、この免税措置の特例の適用を受ける土地・建物の新築又は取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記についても、上記の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税が免除されます。

（注）この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりません。

2 被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免除

東日本大震災により船舶・航空機に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した船舶・航空機に代わるものとして建造又は取得をした船舶の所有権の保存・移転の登記又は航空機の新規・移転登録で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます^{（注）}。

また、この免税措置の特例の適用を受ける船舶・航空機の建造又は取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記・登録についても、上記の登記・登録と同時に受けるものに限り、登録免許税が免除されます。

（注）この免税措置の適用を受けるためには、登記・登録の申請書に、被災証明書類を添付しなければなりません。

○ ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの法務局又は税務署におたずねください（航空機の登録に関する場合は、国土交通省（航空局 03-5253-8111（内線 48146））におたずねください。）。

災害を受けた場合の納税の緩和制度について

東日本大震災に際し、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

今般の震災により、財産に被害を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合につきましては、納税の猶予等の納税の緩和制度を受けることができます。

災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予について (財産に損失を受けた日に納期限が到来していない国税)

今般の震災により財産に相当な損失を受けた場合には、税務署に申請をすることによって「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予」を受けることができます。

災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予 (国税通則法 46①)	
対象国税	災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来する国税 ※ 例えば、納税義務の成立は申告所得税であれば暦年終了の時(12月31日)、法人税であれば事業年度終了の時となり、その後納期限までに災害を受けた場合が対象となります。
要件	1 災害により財産に相当な損失を受けたこと(保険金等により補てんされる金額は損失額から控除) ※ 相当な損失とは被害額が全資産額のおおむね 20%以上である場合をいいます。 2 災害のやんだ日から2月以内に申請があること
申請方法	「納税の猶予申請書」を税務署へ提出 ※ 納税の猶予申請書には被災明細書の添付が必要になりますが、被災状況が判明するまでに日時を要するときは、後日、被災明細書を提出してください。 なお、被災明細書に代えて、市町村が発行する災害証明書又は申請者の方への聴き取りによる方法でも確認を行っています。
納税の猶予の期間	その納期限から1年以内 国税通則法第11条により納期限が延長されている場合は、延長後の納期限から1年以内 〔 被害額が全資産の額の 50%を超える場合…原則1年 被害額が全資産の額の 20~50%である場合…原則8月 〕 ※ 予定納税に係る所得税並びに中間申告の法人税及び消費税は、最長で確定申告期限まで猶予。
猶予金額	対象国税の全部又は一部
担保	不要
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の全額を免除(国税通則法 63①)

上記の「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予」の猶予期間内に納付できなかった場合には、「災害等により納付困難となった場合の納税の猶予」を受けることができます。これらの納税の猶予制度を利用すれば、最大3年間の納税の猶予を受けることができます。

既に納期限が到来している国税については、
「災害等により納付困難となった場合の納税の猶予」
が受けられます。

裏面をご覧ください。

災害等により納付困難となった場合の納税の猶予について (既に納期限の到来している国税)

震災により被害を受けたことに基づき、納期限を経過した国税を一時に納付することが困難と認められる場合、又は表面の国税通則法第46条第1項による「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予」を受けてもなお納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請することにより、「災害等により納付困難となった場合の納税の猶予」を受けることができます。

災害等により納付困難となった場合の納税の猶予 (国税通則法 46②)

要件	1 災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することが困難なこと 2 申請があること
申請方法	「納税の猶予申請書」を税務署へ提出
納税の猶予の期間	1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき、延長することができる ただし、既にこの規定による納税の猶予を受けた期間と合わせて2年以内(国税通則法 46⑦)
猶予金額	災害等により被害を受けたことに基づき一時に納付することが困難と認められる金額
担保	原則として必要(猶予金額が50万円以下又は特別な事情がある場合は不要)(国税通則法 46⑤)
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の全部又は一部を免除(国税通則法 63)

その他の納税の緩和制度について

国税を滞納している納税者の方に、一定の事由がある場合には、「換価の猶予」や「滞納処分の停止」の納税緩和制度があります。

換 価 の 猶 予 (国税徴収法 151①)

要件	1 納税について誠実な意思を有していると認められること 2 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の事由がある場合
換価の猶予の期間	1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは延長することができる ただし、既に換価の猶予を受けた期間と合わせて2年以内(国税徴収法 152)
換価の制限	換価の猶予期間中は、原則として、差押財産の換価はできない
担保	原則として必要(猶予金額が50万円以下又は特別な事情がある場合は不要)(国税徴収法 152)
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の一部を免除(一定の場合は全部を免除)(国税通則法 63)

滞 納 処 分 の 停 止 (国税徴収法 153)

要件	滞納処分を執行することができる財産がないと認められるなど一定の事由がある場合 (滞納処分の停止が3年間継続した場合は、延滞税を含め、納税義務は消滅)
----	---

国税庁ホームページには、被災された方が利用できる各種手続き等を掲載しております。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

このほか、東日本大震災への対応(各府省庁等の震災関連情報)については、首相官邸ホームページ(www.kantei.go.jp/saigai)をご覧ください。



国税庁